

○特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）による改正前の特許法（附則第七条関係）

改 正 案		<p>（特許料）</p> <p>第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>
各年の区分	金 額	
現 行		<p>（特許料）</p> <p>第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>
各年の区分	金 額	

第十三年か	第十年から 第十二年ま で	第七年から 第九年まで	第四年から 第六年まで	第一年から 第三年まで
毎年一発明につき八万九千六百円	毎年一発明につき四万四千八百円	毎年一発明につき二万二千四百円	毎年一発明につき一万二千二百円	毎年一発明（特許請求の範囲に記 載された一発明をいう。以下この 表において同じ。）につき七千四 百円

第十三年か	第十年から 第十二年ま で	第七年から 第九年まで	第四年から 第六年まで	第一年から 第三年まで
毎年一発明につき六万四千円	毎年一発明につき三万二千元	毎年一発明につき一万六千元	毎年一発明につき八千元	毎年一発明（特許請求の範囲に記 載された一発明をいう。以下この 表において同じ。）につき五千三 百円

第十五 年 ま で	第十六 年 か ら 第十八 年 ま で	第十九 年 及 第二十 年
	毎年一 発 明 に つ き 十七 万 九 千 二 百 円	毎年一 発 明 に つ き 三 十 五 万 八 千 四 百 円

(第二項及び第三項略)

第十五 年 ま で	第十六 年 か ら 第十八 年 ま で	第十九 年 及 第二十 年
	毎年一 発 明 に つ き 十二 万 八 千 円	毎年一 発 明 に つ き 二 十 五 万 六 千 円

(第二項及び第三項略)

○特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第九条関係）

改 正 案		現 行	
附 則		附 則	
<p>（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）</p> <p>）</p> <p>第三条（第一項及び第二項略）</p> <p>3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての新特許法第一百七条第一項の規定については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。</p>		<p>（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）</p> <p>）</p> <p>第三条（第一項及び第二項略）</p> <p>3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての新特許法第一百七条第一項の規定については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。</p>	
各年の区分	金 額	各年の区分	金 額

第十三年か	第十年から 第十二年ま で	第七年から 第九年まで	第四年から 第六年まで	第一年から 第三年まで
毎年八万九千六百円に一発明につ	毎年四万四千八百円に一発明につ き四万四千八百円を加えた額	毎年二万二千四百円に一発明につ き二万二千四百円を加えた額	毎年一万二千二百円に一発明につ き一万二千二百円を加えた額	毎年七千円に一発明（特許請求の 範囲に記載された一発明をいう。 以下この表において同じ。）につ き七千四百円を加えた額

第十三年か	第十年から 第十二年ま で	第七年から 第九年まで	第四年から 第六年まで	第一年から 第三年まで
毎年六万四千円に一発明につき六	毎年三万二千円に一発明につ き三万二千円を加えた額	毎年一万六千円に一発明につ き一万六千円を加えた額	毎年八千円に一発明につ き八千円を加えた額	毎年五千円に一発明（特許請求の 範囲に記載された一発明をいう。 以下この表において同じ。）につ き五千三百円を加えた額

から第十五 年 まで	き八万九千六百円を加えた額
第十六年か ら第十八 年 まで	毎年十七万九千二百円に一発明に つき十七万九千二百円を加えた額
第十九年及 び第二十 年	毎年三十五万八千四百円に一発明 につき三十五万八千四百円を加え た額

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第五号中「五万六千二百円に一請求項につき千八百円」とあるのは「七万五千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明を

から第十五 年 まで	万四千円を加えた額
第十六年か ら第十八 年 まで	毎年十二万八千円に一発明につき 十二万八千円を加えた額
第十九年及 び第二十 年	毎年二十五万六千円に一発明につ き二十五万六千円を加えた額

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第五号中「五万六千二百円に一請求項につき千八百円」とあるのは「五万円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう

いう。以下この表において同じ。)につき一万二千円と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

(第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第五条 (第一項略)

2 この法律の施行前にした新実用新案登録出願に係る登録料の納付についての実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年 <u>九千五百円</u>

。以下この表において同じ。)につき八千円と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは「二万二千円に一発明につき二万二千円」とする。

(第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第五条 (第一項略)

2 この法律の施行前にした新実用新案登録出願に係る登録料の納付についての実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年 <u>六千八百円</u>

第四年から第六年まで	毎年一万八千九百円
第七年から第十年まで	毎年三万七千八百円

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第二項の規定の適用については、別表第四号中「三万円に一請求項につき千円を加えた額」とあるのは「四万八千円」と、同表第九号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円を加えた額」とあるのは「五万五千円」とする。

第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第二項の規定の適用については、別表第四号中「三万円に一請求項につき千円を加えた額」とあるのは「三万二千元」と、同表第九号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは「四万四千元」とする。